

1. 男性の育児休業取得状況

昨年の10月より、男性の取得を主眼とした出生時育児休業(「産後パパ育休」)制度が施行されました。この制度の形に関しては法の定める範囲(子の出生8週間以内に4週間・分割・部分就業可)のとおりですが、男性の育児休業取得状況の実態についてみてみます。育休の取得状況に関しては、厚生労働省の「雇用均等基本調査」があり、結果が公表されているのは令和3年度のもものが最新です。

この「令和3年度雇用均等基本調査」によると、令和元年10月1日～令和2年9月30日までの間に配偶者が出産した男性のうち育児休業開始者(申出をしたものを含む)がいた事業所の割合は13.97%でした。これは、令和2年度の同データでは12.65%だったところ1.32ポイントの上昇となっております。また、傾向をみますと、令和元年に7.48%だったものが令和2年には12.65%と急上昇しています。また、男性の育児休業の取得期間(育休終了後に復職している者)をみると、割合の多い順に、5日～2週間未満が26.5%、5日未満が25.0%、1ヵ月～3ヵ月未満が24.5%という状況で、2週間未満の取得で51.5%、1ヵ月未満の取得では64.7%という状況でした。なお、これらのデータの調査対象は、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した事業所で、有効回答数は3,683事業所というものです。

これは、調査時期が出生時育児休業制度施行前のものですが、むしろ出生時育児休業制度という形が出来たことによる休業しやすさ、政府の目標・施策(令和7年に男性の育休取得30%・4月からの1,000人以上規模企業での男性育休取得率公表義務など)からすると、取得率は今後さらに伸びることが予想されます。

厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査」: <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r03.html>

2. 令和4年の労働災害発生状況を公表

令和4年1月から12月までの新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は774人(前年比4人減)と過去最少となりました。一方、休業4日以上(前年比1,769人増)と過去20年で最多となりました。労働災害を減少させるために国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第14次労働災害防止計画」が令和5年4月1日からスタートしていますが、令和9年までに令和4年比で「建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害を15%以上」、「製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上、陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上」減少させること等を目標にしています。

労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。労働者を一人でも採用した場合、事業場は労働保険関係成立届の届出を行い保険加入の手続きを行います。未加入の場合、労働者の業務上の負傷等がおきてしまったときは、使用者つまり企業側は労働基準法による災害補償を行わなければなりません。

労災保険は、原則労働者を対象とするものですが、労働者以外の方でも一定の要件を満たす場合には任意加入することで補償を受けることができます(特別加入制度)。

生産年齢人口が減少していき、高齢労働者・副業・兼業の労働者・外国人労働者など多様な働き方の労務管理への対応がますます求められることが予想されます。必要な手続きやお悩みの点があれば社会保険労務士をご活用ください。

参考 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33256.html、

● 編集後記 ●

先日、熊本に行ってきました。熊本城は2016年の熊本地震の被害以降、大修復がされており、城内部はVRや最新式の展示形式になっていました。あらためて築城の名人、加藤清正公の智恵が凝縮されたものということを知りました。天草地方ではイルカウォッチングに行きました。水族館以外で初めて野生のイルカが海で泳ぐ姿を観ました。海外に行かずとも観られるんですね、感動でした。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・岡山